

定 款

(2025 年 6 月 21 日現在)

長野県伊那市荒井 3 6 7 2 番地

KOA株式会社

第1章 総 則

(商号)

- 第1条 当社はKOA株式会社と称し、
英文では KOA CORPORATIONと表示する。

(企業理念)

- 第2条 当社は以下を企業理念とする。
KOAは、ひとりの青年が、生まれ故郷である貧しい農村の生活基盤づくりと安定した暮らしを実現しようと興した会社である。お百姓がお百姓として暮らしていける現金収入の途を工業でつくること、それが創業者の聞いた時代の声だった。
その意志を受け継ぎ、また、今の時代に耳を傾けたとき、私たちは「株主様、お客様・お取引先様、地域社会、社員・家族、地球というKOAを支えていただいている「5つの主体」との間に、強い信頼関係を構築する」を企業の使命とした。私たちはこうした皆様とのご縁に恵まれたことに感謝し、お付き合いの中で学ばせていただきながら5つの主体すべてにとっての企業価値を高めるために、取り組んでいく。

(目的)

- 第3条 当社は次の事業を営むことを目的とする。
- (1) 電気機械器具、同部品の製造及び販売
 - (2) 通信機械器具、同部品の製造及び販売
 - (3) イオン並びに磁気及び赤外線を応用した健康生活製品の研究開発並びに製造及び販売
 - (4) 医療用具、医薬部外品、化粧品の研究開発、製造及び販売
 - (5) 家庭用電気製品、家庭用品、家具製品、室内装飾品雑貨、衣料品、食料品、貴金属、その他百貨及びこれに関連する物品の製造及び販売
 - (6) 幼児、小学生、中学生、高校生及び一般を対象とした学習教室の経営並びにコンピューターを利用した家庭用視聴覚教育システムの研究開発及び販売
 - (7) スポーツ施設、娯楽施設、宿泊施設の企画施工並びに経営
 - (8) 地下資源の調査、開発及び温浴施設の経営並びに温泉権の売買
 - (9) バイオテクノロジーによる水処理、空気清浄並びに土壌改良に関する業務
 - (10) 情報通信関連機器のソフトウェアの企画、設計、開発および同機器の調整、設置、試験、保守の販売ならびに同機器の仕入販売に関する業務
 - (11) 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

- 第4条 当社は本店を長野県伊那市に置く。

(機関)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第6条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第7条 当社の発行可能株式総数は1億5千万株とする。

(自己株式の取得)

第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議をもって自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第9条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(単元未満株式の権利)

第11条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第13条 当会社は株主名簿管理人を置く。

- ② 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(基準日)

第14条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか必要ある場合は取締役会の決議によりあらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その権利を行使することができる株主とする。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第15条 当会社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時招集する。

(株主総会の招集権者及び議長)

第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し議長となる。代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで书面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(株主総会の決議の方法)

第18条 株主総会の決議は法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

- ② 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の

2 以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第19条 株主は当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を総会毎に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第20条 株主総会の議事録には議事の経過の要領及び結果並びにその他法令で定める事項を記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第21条 当会社の取締役は13名以内とする。

(取締役の選任)

第22条 取締役は、株主総会の決議により選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
- ③ 取締役の選任決議は累積投票によらない。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(役付取締役)

第24条 取締役会の決議をもって取締役会長 1 名を選定することができる。

(代表取締役)

第25条 代表取締役は取締役会の決議をもって選定する。

- ② 代表取締役は会社を代表して取締役会の定めるところにより業務を執行する。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第27条 取締役会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会において定めた取締役が招集し議長となる。当該取締役に事故あるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役に招集し議長となる。

(取締役会の決議の方法)

第28条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

(取締役会の決議の省略)

第29条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第30条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及び結果並びにその他法令で定める事項を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印又は電子署名する。

(取締役の報酬等)

第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、取締役会の決議により、賠償責任額から法令に定める最低限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第33条 当会社の監査役は4名以内とする。

(監査役の選任)

第34条 監査役は、株主総会の決議により選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
- ③ 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- ④ 前項の補欠監査役の選任に係る決議の効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の任期)

第35条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(常勤監査役)

第36条 監査役会は、その決議により常勤監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第37条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第38条 監査役会の決議は法令に別段の定めある場合を除き、その過半数をもってこれを行う。

(監査役会の議事録)

第39条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領及び結果並びにその他法令で定める事項を記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名捺印又は電子署名する。

(監査役の報酬等)

第40条 監査役の報酬等は株主総会の決議により定める。

(監査役の責任免除)

第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該

当する場合には、取締役会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 会計監査人

（会計監査人）

第42条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第7章 計 算

（事業年度）

第43条 当社の事業年度は年1期とし毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（剰余金の配当）

第44条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下期末配当金という。）を支払う。

（中間配当）

第45条 当社は、取締役会決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める金銭による剰余金の分配（以下中間配当金という。）をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第46条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3カ年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れるものとする。